

みなさまのご意見をお寄せください

「加古川市子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し～(素案)」 に関するパブリックコメント(意見公募)を実施します

募集
期間

平成 29 年 11 月 22 日(水)から 12 月 21 日(木)まで



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク (内閣府)

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が全国の市町村でスタートしました。

新制度では、各市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に行います。

本市では、新制度がスタートした平成 27 年度から平成 31 年度までの子ども・子育て支援の方向性を定めた「加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な取組を推進しています。

本年度は、計画期間の中間年にあたることから、これまでの実績や子育て支援を取り巻く環境の変化などを踏まえ、計画の見直し作業を進めています。

見直しの内容について、「加古川市子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し～(素案)」としてまとめましたので、資料をご覧ください、みなさまのご意見をお寄せください。

加古川市

意見募集の概要

1 意見を募集する案件

加古川市子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し～（素案）

2 意見募集期間

平成29年11月22日（水）から平成29年12月21日（木）まで（30日間）

3 意見を提出できる方

ア 市内に在住している方

イ 市内に在勤、在学している方

ウ 市内に事業所（事務所）がある個人、法人その他の団体

エ 市内に活動場所がある団体、その構成員の方

オ 加古川市に納税義務を有する方

カ 加古川市子ども・子育て支援事業計画について利害関係のある個人、法人その他の団体

4 意見の提出方法

直接持参（提出箱へ投函）又は郵送・FAX・電子メール

5 資料及び提出箱の設置場所

（1）市役所窓口（5か所）

①こども部：こども政策課、家庭支援課、育児保健課、幼児保育課

②教育委員会：社会教育・スポーツ振興課

（2）施設窓口（24施設）

各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、

加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ、志方児童館

各公民館、各図書館

6 提出されたご意見の取扱い

- ・提出いただいた意見は、内容ごとに整理の上、市の考え方を公表します。
- ・意見提出者に対する直接の回答は行いません。
- ・連絡先等の個人情報、内容について問い合わせをする際にのみ利用します。